



小型家電リサイクル法が始まりました!

2013年4月から「小型家電リサイクル法」が始まりました。市区町村や協力小売店などでの回収の取り組みがどんどん広がっています。分別回収にぜひご協力ください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は?

A ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。



この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。市区町村によって回収する品目や回収開始時期が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

※家電4品目と呼ばれている「テレビ」「エアコン」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」は、これまでどおり「家電リサイクル法」に基づき家電小売店などにより引き取られます。詳しく知りたい方は、お住まいの市区町村や家電小売店にお尋ねください。

Q2 小型家電ってどのように回収されるの?

A お住まいの市区町村ごとに、以下のような方法で回収します。

自治体によって、回収方法は異なります。協力小売店で回収している場合もあります。

ボックス回収



公共施設やスーパー、家電小売店などに専用の回収ボックスを設置し、回収します。

ピックアップ回収



粗大ごみや不燃ごみと一緒に回収し、ごみ処理施設で小型家電を取り出します。

ステーション回収



ごみ回収の区分に、新たに「小型家電」を設けます。

E-Waste 小型家電

このマーク*は、小型家電を回収している目印です!

※国の認定を受けたリサイクル事業者又は、小型家電リサイクルに取り組む市区町村しか使用できません。

Q3 回収された小型家電はどうなるの?

A きちんと処理され資源となります。

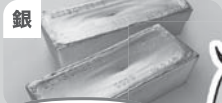
適正なりサイクルを実施する者として国の認定を受けた認定事業者などが、回収された小型家電を分解・破砕し、金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属製錬事業者が金属資源として再生します。この過程で有害物質もしっかり処理します。

鉄やアルミのほか、金・銀・銅なども取り出せます。

金



銀



銅



いろんな資源が含まれているんだね!



写真提供: DOWAホールディングス(株)

＝ お住まいの市区町村や協力小売店の分別回収にご協力ください ＝